

ご意見・ご提案		受付年月日	令和8年10月13日
件名	職員採用及び私有地の草刈りについて		
内容	<p>寄島支所の職員は浅口市出身の人々を採用してください。郷土愛のある若者を優先してください。ボランティア精神のない人々はお断りです。</p> <p>昨年、我が家の前の私有地の草取りゴミ拾いをお願いしましたが、誰一人来ませんでした。</p>		
回答		回答年月日	令和8年10月21日
担当部課	企画財政部総務課 企画財政部秘書政策課		
内容	<p>平素より市政にご理解を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>このたびお寄せいただきましたご意見につきまして、下記のとおり回答いたします。</p> <p>本市の職員採用試験におきましては、地方公務員法に定められた「平等取扱いの原則」および「成績主義の原則」に基づき、受験者の居住地や出身地に関わらず、すべての応募者に対して公平・公正な選考を実施しております。そのため、特定の地域にお住まいの方を優先的に採用することは行っておりません。一方で、試験の面接等におきましては、「本市の地域課題をどれだけ理解しているか」「本市のためにどのように貢献したいか」といった、地域への熱意や適性を重視して総合的に評価しております。結果として、地元ゆかりのある職員も数多く採用しております。今後とも地域に貢献できる優秀な人材の確保に努めてまいります。</p> <p>私有地の草取り・ゴミ拾いにつきましては、私有地の所有者にて管理していただくことになり、市が直接的に対応するケースはございません。何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>		